

高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザルに係る質疑に対する回答及び追加事項について

令和3年10月15日

○質疑応答

No.	質疑事項	回答
1	遊具メーカーと共同企業体での参加は認められるか。	共同企業体での参加を想定しておりませんでしたが、次回の募集要領に参加できる旨を記載いたします。
2	共同企業体が認められる場合、製造賠償責任保険（5億円）は1社でいいか。	構いません。
3	共同企業体が認められる場合、遊具の納入実績は1社の実績でいいか。	構いません。
4	仕様書中の「四国内で初導入となる遊具」とは下記のような捉え方でよいか。 (1) オリジナルデザイン遊具（フォルム、規模など現地に合わせたデザイン） (2) 四国一高いブランコ (3) 四国一長い滑り台 (4) 四国一大きなネット遊具	「四国内で初導入となる遊具」を仕様で求めているのは、唯一性及び希少性を持つ魅力的な遊具のある競馬場として話題性を高め、口コミ等による来場者数の増加に繋げたいためです。 具体的には、遊具の種類として四国では初めて設置されるものや規模等が最大のもの等の遊具を考えています。なお、提案される際は、四国内の当該遊具の設置状況等を説明してください。 オリジナルデザイン遊具につきましては、唯一性、希少性及び話題性を満たすものであれば対象にしたいと考えています。
5	遊具の高さに制限はあるか。一部の競馬場では馬が驚いて暴れたりしたらいけないので、あまり大きな遊具は禁止されているようだが。	規準を満たした安全な遊具であれば、高さに制限はありません。当該遊具設置場所は馬場から離れており、影響はないものと考えています。
6	スイング遊具は絶対に必要か。遊園地でよく見かける大型のスイング遊具は管理者を常駐させて管理しないと小さな子が間違って柵の中に入ったり乗車時に大きな事故につながる可能性がある。	複数人で同時に乗れるグループスイングは主要な遊具の一つにしたいと考えています。 なお、設置場所全体をHIC1000以下の床材で舗装していただくことを仕様に入っています。
7	見積もり限度額の内訳は、製品・施工・基礎工事・現場管理等管理費をすべて含めた費用ということでおろしいか。	そのとおりです。
8	参加要件の実績については、100万程度の小型の実績でもよろしいか。	構いません。
9	競争入札参加資格登録名簿に登録されているかもしくは登録が予定されているものとあるが、提出後でも臨時に登録を行うことは可能か。	契約締結日までには資格を取得してください。なお、申請につきましては、高知県会計管理局会計管理課で随時受け付けております。下記のページを参考にしてください。 https://www.pref.kochi.lg.jp/shinsei_todokede_hojokin/shinsei_todokedeyoshiki/2021022200443/

No.	質疑事項	回答
10	「ドイツ規格協会（DIN）が定めるEN-1176及びEN-1177」に準拠も認めるとあるが、ヨーロッパ規準と日本規準では人体モジュールの違いから規準寸法等が違うため、重大事故につながる隙間や落下が発生する危険性についての違いがあり、どちらかの規準に準拠するということは安全に対する考え方が異なるもののどちらかを選択するということになるかと思うが、問題ないか。上記の問題に対し、どちらかを選択することになるが、日本に設置する遊具に対し、EN基準を適用する意図は、ヨーロッパからの輸入遊具を想定されているということでおよろしいか。	国土交通省の規準又はドイツ規格協会の規準のいずれかを満たしていれば、安全性を満たしていると考えています。
11	「鋼材、鋼製品、鋼管類、鋳鍛造品類、ボルト・ナット類及び座金類については、耐久性及び防錆性を確保するため、日本産業規格（JIS規格）H8641に定める種類の溶融亜鉛鍍金を施すこと。」について、海外から製品の一部を輸入している場合、JIS規格相当の証明となる書類を提出することで製品の指定の範囲と判断されるか。また、スチールを使用せずアルミやステンレスを使用した際、メッキは不要としてよろしい。	JIS規格相当とする証明があれば構いません。 アルミニウム及びステンレスについてはメッキは不要です。
12	基礎を有する構造体である主柱等も交換が可能な設計とすべきか。	そのように考えています。
13	「複数人が同時に乗れるグループスwing」は、複数人で乗れるブランコと解釈してよろしいか。	「複数人で乗れるブランコ」も含みます。
14	水深5cm以下の水遊びが出来る場所は、今回の費用の中に給排水工事も含めて検討が必要か。	給排水工事も含めた検討をお願いします。
15	「設置場所全体をHIC（Head Injury Criteria／頭部損傷基準）1000以下の床材で舗装すること。」は、休養施設などの周辺もそれに含まれると考えてよろしいか。設置場所全体とはどの範囲を言うのか。	高知競馬場遊具広場整備業務委託仕様書3の「遊具広場設置場所」で示すエリア全体です。

No.	質疑事項	回答
16	「一括再委託等の禁止」について、「業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とあるが、製品の一部（部分的に）又は一式（複数基設置する中の1基単位にて）を自社以外のメーカーにて製造委託することは可能か。	業務の全て又は主要な部分でなければ再委託は可能です。
17	「本委託業務完了後10年を経過する日まで、受託者が対人対物ともに保険金額5億円以上の生産物賠償責任保険に加入済みであること。」とあるが、事前に10年先までの保険に加入するということでおよろしいか。現在加入している保険は毎年更新であり、弊社が存続する限り毎年更新する形となっているが、これは10年後も継続するという判断でおよろしいか。	委託業務完了後、10年間継続して加入していただければ構いません。
18	構造上の安全管理は国土交通省の指針やドイツ規格協会の定める規格値を守れば良いと思うが、施工上の安全管理・品質管理は何を基準にすれば良いか。	施工に際して、関係する法令等の遵守はもとより、委託者が示す仕様書等や受託者が定めた管理基準等、また、遊具メーカー等が定めた品質基準等によるものと考えています。また、施工中随時、当組合職員が現場確認を行います。
19	令和5年度までの高知県競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）となっているが、県が分別している営業種目は81種類（8113品目）あるが、その中に遊具はない。どの営業種目に属するのか。	高知県の競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）に登録されていれば、営業種目は問いません。得意分野の営業種目を選んでください。
20	審査委員会で公正な審査の結果、候補者と次点者が選定された後に協議と調整（交渉）が整ってから契約となるとの事だが、この交渉の内容とはどんな内容か。	審査委員会は、随意契約の予備手続きであり、選定された方は随意契約の候補者となります。したがいまして、契約候補者の選定後、契約候補者と当組合は、企画提案の内容をもとに、業務の履行に必要となる具体的な条件等の協議及び調整を行います。

○追加質疑事項

No.	質疑事項	回答
21	<p>共同体での参加を認める方向で進めるとあるが、他の自治体でのプロポーザルにおいて、共同体での参加を認める場合、「地元企業を共同体として積極的に取り入れること」を条件に、評価加点するケースが多いが、今回もそのような形で加点の対象となるか。</p>	<p>共同企業体を構成される場合でも構成員の中に地元企業がいることを要件とはせず、加点もしない方向で考えています。</p>
22	<p>国土交通省の規準又はドイツ協会の規準のいづれかを満たしていれば安全性を満たしていると考えるとあるが、先の質問状にも記載させて頂いたが、国土交通省に【規準】は無く、【都市公園における遊具の安全確保に関する指針第2版】もしくは【都市公園法】が対象となり得るが、どちらも「具体的な数値」を示しているものではなく、都市公園に遊具を設置する際の考え方を示しているものであり、別途対象とされている「ドイツ規準（ヨーロッパ規準）EN-1176や1177」とは、まったく異なるものである。</p> <p>ドイツ規準もしくは国内の規準どちらかに合わせることであれば、【指針】ではなく【JPFA-SP-S;2014】が適当であると考えるが、この点を明確にしてほしい。</p> <p>また、どちらかの規準を満たすとした場合、決定された1事業者が収める遊具で遊具Aは「ドイツ規準順守」、遊具Bは「国内規準順守」と遊具ごとに遵守する規準が違っても問題ないか。</p>	<p>仕様書6の(1)のイの⑦の文言を「国土交通省が定める都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（平成26年6月30日）の規定に基づいて定められた規準」に改めます。</p> <p>また、遊具ごとにいづれかの規準を満たしていれば構いません。</p>

○追加事項

No.	仕様書等追加事項	内容
1	高知県内産資材の優先使用に係る規定の追加について	<p>仕様書に、高知県内産資材の優先使用に係る規定を下記のとおり追加することとします。</p> <p>本委託業務に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、高知県内産資材（高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は、高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材）を優先して使用するものとする。</p>
2	仕様書6の(2)の製品種別等の変更について	<p>仕様書6の(2)の製品種別等において、次の4項目を指定要件としておりましたが、より自由な企画提案をいただくために、要件からは削除することといたします。併せて、様式1「要件確認書」のNo.06からNo.09までの4項目についても削除することといたします。</p> <p>ア 滑り台 イ 複数人が同時に乗れるグループスwing ウ 四国内で初導入となる遊具 エ 水深5cm以下の水遊びができる場所</p>